

令和2年9月 湖南省定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和2年9月28日（月） 午後2時30分から午後4時02分

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎 3階 大会議室

3. 会議に出席した委員

谷 口 茂 雄
岩 城 見 一
森 本 ゆかり
伊 藤 真 昭
古 川 美智子

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 9名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第66号

湖南省教育委員会の経過報告について

日程第2 報告第67号

後援名義使用の承諾について

○滋賀県 秋のドッジボール選手権
第10回びわこカップ

日程第3 報告第68号

市内児童生徒の問題行動について

日程第4 報告第69号

市内児童生徒の交通事故について

日程第5 報告第70号

新型コロナウイルス感染症対策について

・ 8月24日臨時校長会記録

・ 9月7日校長会記録

日程第6 報告第71号

令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第7 報告第72号

学校給食費の市徴収化について

日程第8 報告第73号

湖南省学校給食管理運営規則等の一部を改正する規則の制定について

日程第9 報告第74号

湖南省教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第10 議案第51号

後援名義の使用承諾について

○令和2年度 滋賀県小学校理科教育研究発表協議会

○湖南省カルチャーステージ ～歌謡～

○勝手にみちコン

日程第11 議案第52号

湖南省要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について

日程第12 議案第53号

湖南省特別支援教育就学奨励費給付要綱の改正について

日程第13 議案第54号

G I G Aスクール構想の実現に向けた計画について

日程第14 議案第55号

「関西文化の日」への協力における東海道石部宿歴史民俗資料館の無料開放について

日程第15 議案第56号

湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて

日程第16 議案第57号

湖南省学校給食等管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

日程第17 議案第58号

湖南省学校給食費負担金徴収規則の全部を改正する規則の制定について

日程第18 協議事項

- (1) 令和2年11月定例教育委員会の開催日程について
- (2) その他

会議の開会 午後2時30分

教育長

教育長の報告です。8月25日から本日9月28日までの教育長の動静についてまとめました。

8月25日には臨時の教育委員会を行って、令和3年度の中学校の各教科の教科書、小中学校の特別支援学級の教科書の採択を行いました。

26日、部課長会が開かれました。まだこのときには今のようない人事案件が出るとは夢にも思っておりませんでした。

31日、都市教育長会の意見交換会・情報交換会です。令和3年度の要望書をまとめ、後日、県の教育長に文書で回答してほしいとお願いしました。

そして、問題の9月1日です。この日は9月議会の1日目でした。この挨拶で市長は、10月実施の市長選に出ないという宣言をされました。私自身はその直前に市長の決意を聞きました。それまで一切の相談はありませんでした。初めて聞きました。

そして2日は、教育部内で臨時の会議を開き、市長の不出馬宣言を受けて教育長も同じ日付で退任をするということを伝えました。これについては9月1日の市長のお話を聞いたときに副市長とも相談をして、副市長、教育長とも、市長と一緒に11月6日付で退任をするということを、発表はしておりませんが決めていました。部内会議では、まずは教育委員会の課長以上の職員に集ってもらい、お伝えしました。

9月4日、湖南省の初代教育長のお見舞いに、市長とともに寄せていただきました。容体がよくないという情報が入ってきましたので、ご自宅に寄せていただきました。結果的にはよかったなと思っています。市長のフェイスブックを見ておられる方はご存知でしょうが、市長がオンラインで2代目の教育長とつないで、湖南省の初代、2代、3代の教育長がオンライン上ではありますが、一堂に会するという写真をフェイスブックに上げておられました。現在初代教育長は入院されています。

9月7日、毎週月曜日に行っている、部長級以上の職員と、三役との総合政策会議の中で、市長の不出馬宣言を受けまして、副市長、教育長

とも退任するということを述べました。

9月15日は、拡大三役会の後、ドクターとの懇談会がありました。これは後の校長会資料でも述べますが、正しく恐れるということが非常に難しいので、専門家の知見をバックに判断してほしいとお願いしましたところ、ご厚意で懇談会を開催して下さることになりました。勤務時間外ですが、2週間に1回（月2回）、午後5時から6時の1時間、9月は2回、10月、11月にも開催して下さいます。

今日の新聞を見ていましたら、同じことを来年度、文部科学省が予算化して、専門家を学校に派遣するという記事が載っていました。文部科学省の先取りでしたね。しかし、開催した9月15日の次の日に、石部中学校は修学旅行をやめますという決定をしました。ですのでもっと遅かったなと思っています。このような専門家との懇談会を7月ぐらいからできていたら、また違った形になっていたかなと思います。保護者の不安をどう払拭するかというところが難しいですね。甲西北中学校もアンケートを取りましたが、75%は実施に賛成で、25%が反対でした。この25%を尊重して甲西北中学校も修学旅行に行くのをやめました。この辺をどう判断するかです。賛成が8割5分ぐらいでしたらもちろん実施していたと思いますが、賛成が7割5分というのをどう判断するかですね。あるいは、残りの25%をどう説得するか。こんなことがありましたので、正しく恐れるということが非常に大事ななと思っています。今後いろいろな取組が続いていきますが、そういうときの参考にしてもらいたいと思います。ドクターとの懇談会は大事にしていきたいと思っています。

9月15日、先ほど申し上げました県教育委員会の教育長に要望事項を手渡ししています。

9月17日、石部小学校郷土資料室移設説明会です。石部小学校には私が校長時代に設計をして、郷土資料室と準備室をつくりました。設計の段階で退職しましたが、結構広い本格的な郷土資料室をつくっていて、地域の方も一緒に運営してもらっています。

学童保育所は現在保健センターの横を使っていますが、手狭になって、耐震基準等の関係や、安全な遊び場が確保できないそうです。送り迎えの車が来るところに空き地はありますが、そこでは遊ばせられないということで、どうしても石部小学校に学童保育所を持っていかざるを得なくなりました。そのためには郷土資料室を動かさざるを得ないということで、もう2年ぐらい、いろんな場所を候補として検討してきて、西庁舎1階のロビー、玄関から入ったほうに持ってくるということになりました。つまり、石部小学校の子どもたちの郷土学習だけに活用するのではなく、石部に来ていただいたいろんな方、あるいは石部在住の方等に

も見ていただくというふうな、資料室の位置づけも変えながら運営していこうという説明を行いました。おかげさまで了承していただけました。

9月19日からは運動会が始まりまして、石部小学校、岩根小学校の順に回りました。運動会は26日にも行われました。

本日28日、定例教育委員会を行っています。

校長会資料で書き直しましたのが、「子どもの意見を聞こう」の部分です。当事者意識が子どもを成長させると書いて資料もつけていますが、この当事者意識という言葉は、令和3年度の教育方針にも使用している言葉でして、大事にしていきたいと思っています。

それから、教育委員と地域の方々・教職員との懇談会ですが、1つ日程が入りました。29日火曜日、明日ですが、午後7時から、ご都合のつく方はできるだけ来ていただけるとありがたいです。

それから、指導の参考にといいところでも資料をたくさんつけていますが、今までから私が申し上げているGIGAスクールというのはチャンスで、1人1台パソコンというのは、遅刻・早退・不登校という概念がなくなる、あるいは、教師の授業観や、子どもの学習観が変わる機会だと思えます。

特に子どもの学習観については、新聞の投書欄に、子どもや保護者の臨時休業中の様子や、そのときに気づいたこと等を拾っておきました。特に、京都府舞鶴市の中学生は、「学校は学校ができることを突き止めて、知識を伝達するだけの授業を見直してほしい」ということを言っています。こういうことを考えることや、感じるということが大事だということを校長会でも言いました。

ドクターとの懇談会を定例化します。正しく恐れて適切に対応するというので、9月だけではなくて10月、11月と続けていこうと思っています。

以上、かいつまんで経過報告をさせていただきました。

もし何かありましたら、ご質問、ご意見をお願いします。

委員

今年はコロナの影響で運動会の規模を縮小して行われていたと思いますが、どんな感じでしたでしょうか。

教育長

今までに臨時の校長会を14回ほど開催していますが、基本は、上意下達で教育委員会が指示をして学校が従うという方針を湖南市は取っていません。これは修学旅行においてもそうです。その代わりに、情報交換会の回数を重ねていこうとなっています。運動会もそういう形でして、大体の学校は半日開催です。遠いところから来ている地域の子どもがいる場合は弁当を持ってきてもらい、弁当を食べて帰るという学校もあれば、

弁当を持ってきたから5時間目まで授業をしますという学校もあります。その授業も通常の授業であったり、運動会の振り返りであったり、いろいろです。あるいは逆に、弁当を持ってくることが大変な家庭が多い学校は、11時30分には終わって、お昼を食べずに帰ります。その辺は学校ごとに工夫しています。中学校は全部平日開催になりました。小学校は1つだけが平日開催です。いつ開催するのか、どんな方法でするのは、各学校がそれぞれ工夫しています。

この間（9月26日）の土曜日に行った、水戸小学校、下田小学校、菩提寺北小学校は、3校とも保護者を学年部ごとに入れ替えていました。つまり、低学年の部のプログラム、中学年の部のプログラム、高学年の部のプログラムで入れ替えをしていました。下田小学校も水戸小学校も、子どもは全ての学年のプログラムを見えています。テントは、子どものテントだけを並べていました。

菩提寺北小学校はもっと徹底してまして、運動場に出ているのもその学年の子だけです。私が行ったのは高学年ですが、5、6年の子どもだけが運動場にいました。子ども用のテントは色別に4張りほど張ってあるだけです。そのほかの学年は教室で通常授業をしていました。本部テントは、長机に放送機器があって、放送機器の担当の教員が1人いるだけです。低、中、高学年の教員が運動会に参加してしまうと人が足りないので、校長、教頭も運動会の要員になっていました。いろんな役をしないといけないので、校長先生は座ってじっとプログラムを見てもらえません。応援も事前にテープレコーダーの中に入れておいて、第1コース誰々さんという選手の紹介も、全てテープに入れて、徹底してしました。そういう学校もありました。いろんな工夫をしながら、大体半日で開催してくれていました。

委員

コロナ禍はこれからずっと続いていくと思いますが、今、教育長の菩提寺北小学校の説明を聞いていて、それって通常の体育の授業と何ら変わらないのではないかなという気がしました。普通の体育の授業のときに保護者に見に来てもらったらいいのではないのかなと思いました。あと、中学校ですが、日枝中学校を除いて3つの中学校が保護者に観戦してもらおうそうですね。日枝中学校だけが保護者を入れないと決めたとしたら、「何で日枝中学校だけ入れないんだ」という話になりますよね。入れないんであれば4つとも入れず、同じ日に開催するほうがいいのではないかなという気がしました。

教育長

多分、そういう意見はあると思いますが、今、湖南省の教育委員会の事務局で指導しているのは、説明責任は学校がしっかりできるようにす

るということです。極端な話、中学校は4つの中学校とも修学旅行をやめました。ある学校は行きますというのがあったとしても構わないと私は思っています。小学校は今、やめた学校が1つです。あとは行っています。まだこれからの学校もあります。そういうふうに判断が分かれていくことは当然あることだと思いますね。それでいいと思います。

当然、修学旅行については特に、「コロナで命に関わるから、こういう判断は学校任せにしないで教育委員会がしてほしい」と言った校長もいます。「教育委員会が判断して言うことを聞くのなら、私は行きなさいと言いますよ。工夫して行きなさい」と私は答えましたがね。

委員

あまり中央管制塔で全体を統一するよりは、それぞれのアイデアを尊重しながら運営していってもらうというのが、多分、今後の学校の在り方としても大事になってくるのだらうと思います。そのほうが、それぞれが自分で責任を持って考えるようになりますのでね。

教育長

その判断をするための材料は必要なので、教育委員会が発信したり、臨時校長会を開き、情報交換したりして判断材料にしてもらいます。

初代教育長のときは、湖南省の学校は休校と決めていました。そのとき私は学校教育課長をしていました。台風が来るということで、湖南省の全ての学校は休校になりました。平成25年の台風18号で三雲の崖が崩れて通れなくなりましたよね。線状降水帯が発生して、ピンポイントで雨が来るので、湖南省ぐらゐの小さな市でも地域によって被害状況が全然違うのです。このときのことがあるので、安全確保の面をどうするかということについては、各学校が把握して判断しないと、湖南省が一斉にというのは難しいと思います。その経験からいろんなことを考えていったという経緯があります。

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第66号について、承認することといたします。

続きまして、日程第2報告第67号、後援名義の使用承諾について説明をお願いします。

事務局

名称 滋賀県 秋のドッジボール選手権
第10回びわこカップ

主催 滋賀県ドッジボール協会

期日 令和2年11月7日（土）、8日（日）

会場 湖南省総合体育館

趣旨 ドッジボールを通じ仲間との親睦、交流を深めるとともに、「競技ドッジボール」の普及、活性化を目的とする。

教育長

滋賀県ドッジボール協会は、ずっとこの総合体育館でしていますね。これはもう例年のことで、報告事項とさせていただきます。それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第67号について、承認することといたします。続きまして、日程第3報告第68号、市内児童生徒の問題行動について、日程第4報告第69号、市内児童生徒の交通事故について説明をお願いします。

非公開

教育長

それでは承認することについてよろしいですか。

各委員

— 全員承諾 —

教育長

報告第68号、報告第69号について、承認することといたします。続きまして、日程第5報告第70号、新型コロナウイルス感染症対策について説明をお願いします。

事務局

教育長のお話にもありましたが、運動会は、臨時校長会や校長会で協議を重ねています。

8月25日にドクターからレクチャーを受けています。対象は中学校の校長です。何せ修学旅行が差し迫ってきましたので、そういったときにどんなことに気をつけて、どんなことは恐れなくていいのかという、医療の専門家からのご意見をいただきました。

9月7日の校長会は、各校の情報を集約して、それに基づいて情報交換をしています。調理実習、楽器を使っての指導、そしてまた運動会・体育祭、音楽会が迫ってきています。例えば調理実習なら、体調不良の子は欠席しているという前提ですが、調理したものは全て分けておき、お代わりという形で追加することはせず、食べるときには給食の食べ方に準ずるなど、こういった最低ラインのところを全ての学校が共通理解

しています。

ドクターに来ていただく日の案内は、各校から1名必ず来なさいという招集の仕方ではなく、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、一般の教員、どなたでも結構ですから、1名以内で参加をするように、と呼びかけています。

第1回は、教育長の進行で、先生たちからの質問をドクターに受けていただいて、お話を聞くという形にさせていただきました。明日は同じように、午後5時から1時間お時間をいただいています。ちなみに10月も2回、ドクターが来てくださることになっています。

14日の教頭会分散会での協議です。日々の行動様式、コロナ対応について、どのような工夫をしているのかを情報交換しています。コロナの対応が、次年度の業務改善につながりますから、それを引き継いでいこうということも書いています。そして、修学旅行や、修学旅行に代わる旅行についても、どうやって決めたか、配慮事項は何かという情報交換をしています。

なお、11月の校長会は、運動会、体育祭の実施状況を集約しまして、いいところは来年度も引き継いでいこうという協議ができたかと考えています。

コロナの対応については以上です。

委員 先ほど話題になっていた修学旅行に行くか行かないかの問題、保護者の方との話し合いが行われて、それが重視されたということですね。

事務局 はい。保護者と行く行かないという話し合いはしておりませんが、保護者に納得していただけるような配慮をしながら、修学旅行に行きますという説明会を開いている学校もあります。

委員 それによって、行くか行かないかがある程度決定されてきたということですね。全く影響がなかったというより、むしろ保護者の不安があったら行けないので、不安のないような説明をしながら、実施する学校は実施したということですね。

事務局 はい、そうです。もう実施するということを決めている学校ですので、どうしたら実施できるかという説明をしています。中には、「先生、そんだけしてもうたらもう十分や。これは先生らが大変違うか」という意見も出ていたということです。

委員 ドクターのお話ですが、これは私たちや保護者が知ることができるも

のはあるのですか。

事務局 教育委員さんにももちろん知っていただけますし、ドクターは保護者向けに研修会をするなら、空いていたらいつでも行きますと言ってくさっています。

教育長 9月15日のとき、1つの学校は日程調整してドクターに来ていただくと決めていましたね。

事務局 もしよろしければ、10月は13日と22日、同じく午後5時から1時間限定で開催を予定しています。

教育長 それでは承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第70号について、承認することといたします。
続きまして、日程第6報告第71号、令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について説明をお願いします。

事務局 受給資格が決まっています。今回は審査の件数が10件、申請7件で、停止したのが3件です。A認定が4件でした。非認定が1件、保留が2件で、停止が3件です。停止の理由は市外への転出です。
以上です。

教育長 これはいつも申ししていますが、認定理由がはっきりしています。承認することについてよろしいですか。

各委員 — 全員承諾 —

教育長 報告第71号について、承認することといたします。

事務局 報告第72・73・74号、議案57・58・52・53号については、学校給食費の市徴収化に関連するものでございますので、後ほど、固めて報告をさせていただきます。

教育長 それでは、日程第10議案第51号、後援名義の使用承諾について説明をお願いします。

事務局 名称 令和2年度滋賀県小学校理科教育研究発表協議会
主催 滋賀県小学校教育研究会 理科部会
期日 11月27日（金）
会場 水戸小学校
趣旨 公開授業や授業実践交流を通じて、理科授業の在り方を問
い直し、より良い授業づくりをめざすとともに、多くの教
職員に理科教育に関わる議論に参加してもらうことで、本
県理科教育の推進を図る。

教育長 これは毎年地域を変えて回っておられ、今年度は湖南市が会場という
ことです。
特に問題はないと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは、後援名義については承諾することにしたいと思います。
その次、お願いします。

事務局 名称 湖南市カルチャーステージ ～歌謡～
主催 公益財団法人湖南市文化体育振興事業団
期日 令和2年10月4日（日）
会場 湖南市甲西文化ホール
趣旨 令和2年度文化祭中止に伴い発表する機会がなくなった市
内歌謡サークルの発表会。

教育長 これは書いてあるように、湖南市で活動する歌謡サークルの発表会で
す。令和2年度文化祭中止に伴う事業です。湖南市の場合、ほかの市も
そうですが、開催に当たっての注意事項の中に感染症対策の具体的な指
示も入れていますから、それにのっとって開催していただくということ
だと思います。よろしいでしょうか。
それでは、これも後援名義の使用を承諾するというごお願いをいた
たします。
その次、お願いします。

事務局 名称 勝手にみちコン
主催 三雲学区まちづくり協議会
期日 令和2年10月1日～11月30日
会場 市内全域
趣旨 例年の「みちくさコンパス」が実施できないため、「勝手に
みちコン」と題して企画。秋の三雲学区の景観を多くの

方に知ってもらい、市内外の方が湖南省に愛着を持ってもらいたい。

教育長

補足をいたしますと、連絡責任者の方は三雲まちづくり協議会の会長さんです。直接私のところへ、学校でまいてもらえないかとビラを持って来られました。小中学生だけが参加するのではなく、一般にも配布するそうです。「みちくさコンパス」ができない代替案としてこういうのを考えたということでした。それなら、これだけを優待して学校でまくよりも、後援名義申請をされて、許可されたら、チラシに「後援 湖南省教育委員会」と入れたものをまけるので、そのほうがいいのではないですかとお話しして、今日の教育委員会に出してもらいました。非常にいい取組を考えてくださっていますので、後援名義の使用を承諾したらどうかと、私自身は考えています。

それでは審議結果は異議なしと認め、議案第51号は審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

— 全員異議なし —

教育長

異議なしと認め、議案第51号の審議結果を可決いたします。

それでは、日程第13議案第54号、G I G Aスクール構想の実現に向けた計画について説明をお願いします。

事務局

G I G Aスクール構想の実現に向けた計画等確認書と書いていますが、教育総務課とともにこの構想に向けた実現に向けて計画を立てて進めているところです。

I C Tの活用計画ということで、2020年度、今年度は、小学校ではプログラミング教育湖南省年間計画をもとに実施を始めています。来年度は、1人1台パソコンの整備を各教科の特質に応じて活用し、臨時休業などのときにどのように活用していくか模索中です。なお、具体的な計画は、今度の10月の校長会でお示しさせていただいて、各校の取組を進めます。

以上です。

教育長

1人1台のパソコンが納入される大体の予定はいつ頃ですか。

事務局

2月頃までには入るかという形で進めています。

教育長

2月には子どもたちに渡りそうということですか。

事務局 なるべく早くお渡しできるよう、業者の方と進めています。

教育長 来年度を待つのではなく、今年度中に、できるだけ早い時期に渡し、それまでに教師の研修等は進めていくということですね。

湖南省でこれに関わるお金が5億4,000万円でしたかね。普通は補助がなかったら「うん」とは言いません。県の教育長ともお話ししたら、県立学校で17億円、これもなかなか財政が「うん」と言うお金ではありませんが、「国全体が動いているからこの時期にやるんや」とおっしゃっていました。湖南省も一緒です。むしろこれ（1人1台パソコン）の更新のときが大変だと思いますがね。それで郡市の自由民主党政務調査会のところで補助金を要望しました。「3年後、5年後の更新が大変。市町の体力によって更新できなかつたりすることがあるから、そのときに補助金をつけてください」と言ったら、参議院議員は「今のところ補助金じゃなくて交付税対応です」と言っていました。交付税ではあかんですよ。今のところは交付税を考えているが、また5年後になったら補助金とならないと、今使っている機種は5年後には古いですからね。これを次の子に渡すことはできません。その辺がこのGIGAスクールの要になってきますね。

それでは審議結果は異議なしと認め、議案第54号を可決することによってよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第54号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第14議案第55号、「関西文化の日」への協力における東海道石部宿歴史民俗資料館の無料開放について説明をお願いします。

事務局 例年、関西広域連合及び関西元気文化圏推進協議会で、関西の文化振興事業の1つとして、美術館、博物館等の常設展等を11月の特定日に無料開放する「関西文化の日」に取り組んでおられます。湖南省でも、ほぼ例年協力をさせていただいております。今年度は11月14日土曜日、15日日曜日の2日間となっていますので、この日に東海道石部宿歴史民俗資料館も無料開放させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

教育長 これは例年この形で、「関西文化の日」に合わせて無料開放している

ということでございます。無料開放したら、人は来ておられますか。

事務局 2019年はとんでいます。2018年度には55名の方が、2日間で来てくださっています。

教育長 ありがとうございます。
それでは審議結果は異議なしと認め、議案第55号の審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと求め、議案第55号の審議結果を可決いたします。
日程第15議案第56号、湖南省奨学資金給付制度の給付可否を決定することについて説明をお願いします。

事務局 引き続き奨学金の申請の募集をしております。9月4日に新規で1人、私立の高校に通われる方の申請がありました。審査基準はそちらの資料にありますとおりに満たしていますので、給付可ということで決定させていただきます。
よろしく願いいたします。

教育長 これはむしろ今年度は応募者が少ないと報告があったので、こうして応募していただいて、しかも基準を満たしているということですので、逆にありがたいことだなと思っています。
それでは審議結果は異議なしと認め、議案第56号の審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第56号の審議結果を可決いたします。
それではここで、先ほど言っていました、日程第7・8・9・16・17報告第72・73・74号、議案第57・58号の、給食費の市徴収化に関する案件を続けて説明していただきます。

事務局 学校給食費は、これまで学校が徴収していましたが、市が徴収を行います。
市徴収化の根拠というところをご覧ください。中央教育審議会が答申が出された後に、文部科学省から学校給食費徴収管理に関するガイドラ

インが作成されまして、令和元年8月に地方公共団体に通知がありました。

見込まれる効果ですが、教職員の業務負担の軽減、コンビニ納付ができますので保護者の利便性の向上、システムによる一括管理・一括作成ができますので効率化を図れます。徴収の強化ということで、これまで学校ではできなかった支払督促、裁判所による支払督促などによって法的措置を講じることができます。

小中学校と市立の園と私立の園に現在は給食を提供してもらっていますが、小中学校の流れが変わることになります。小中学校からは、請求に関するデータをいただきまして、それに基づいて給食センターで徴収を行うということを考えています。

給食費の10月分から始めますので、最初の引き落としは11月2日です。この市徴収化に伴い、規則の改正が必要になりました。

報告73号と74号で上げさせていただいた分で、一番変更したかったのが、管理運営規則の「学校長が徴収する」というところを「市長が徴収する」という項目に変えること、徴収規則の見直しをかけることだったのですが、その見直しをかけている段階で現状にそぐわないことが規則に現れており、変更ができておりませんでしたので、これを4月1日付で報告の73号、74号として上げました。

向かって右側が改正案です。これまでは園にも給食を提供していたにもかかわらず、こちらの表記が誤っておりましたので、これに合わせて変えました。

民間業者に委託することができるというのも、これは市が直営でしていた頃の表記のままになっておりましたので、こちらのほうも併せて変えました。

第5条に給食の対象者というのを付け加えました。こちらも対象を明確にしていまらなかったが、この規則改正に合わせて、4月1日にさかのぼって改正しました。

学校給食保健衛生管理規則、学校給食物資購入規則と今の管理運営規則で、これも同じく文言等、今とそぐわないところを変更しました。

続きまして、教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてです。こちらも、新旧対照表をご覧ください。

こちらも現状とそぐわないところがありましたので、この機会に改正します。改正案では、並びが所長、副館長となっているところが、現在は課長級になりましたので、ここの並びを整理しました。以下変更点は同様です。

続きまして、議案第57号のご説明をします。新旧対照表をご覧ください。

先ほどの4月1日で変更した管理運営規則を、10月1日から、「学校長が行う」としていたところを、「市長が行う」と変えました。

最後に、徴収規則は、もとの規則から大幅に変わりましたので、全部を改正します。

主な変更点は、第2条の学校給食費の徴収で、徴収する対象者を明確にしました。第3条、第4条の申込、届出に関しましても、市が徴収することになりますので、こちらの規定をはっきりさせています。第5条、金額と徴収の額を、試食や欠食した場合の扱いについて、より詳細に規定しています。

規則改正についての説明は以上です。よろしくお願いします。

委員

非常に合理的になったわけですね。これまでは学校単位でそれぞれが集めて、集めたものをまた市に渡すという形を取っていたのが、直接保護者が市に払うということですね。今まではそうではなかったのですか。

教育長

これは学校長が徴収するという規則になっていたから、学校長が徴収しなければならなかったのです。ただ、私も校長のときに滞納している人を呼び出しまして、支払い計画を立てていました。こうしたら払えろと指導するのですが、それを実行しないのですよ。それ以上のことはできませんからね。今度はそれが、市長が督促して徴収することができますので、私はこっちのほうがずっといいと思いますね。給食費を払わずに転校されたこともありました。

委員

湖南省学校給食申込書のところの一番下に3行ほど書いてありますが、これは具体的には、滞納した場合、ほかの部署と、例えば税務課と連携して徴収が可能になるという意味ですか。

事務局

それはできません。給食費がいわゆる私債権になっていまして、税の強制で取れる債権とはまた違うので、税務課の情報をいただくことはできません。例えば学校や、学校教育課と連携しながら、生徒の情報や、どういふご家庭かなどを連携させていただくということです。

委員

教育委員会の中で連携するという意味ですね。

教育長

この市が徴収することについては、教師の業務改善等も併せて、随分前からできないかと校長会資料等でもいろいろ出しておりましたので、学校も喜ぶますし、先ほど申し上げた督促もしっかりできますのでいいと思っています。

それでは、この形で給食費の市徴収化を進めたいと思いますので、よろしくお願いたします。

審議結果は異議なしと認め、報告第72号、報告第73号、報告第74号、議案第57号、議案第58号の審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、報告第72号、報告第73号、報告第74号、議案第57号、議案第58号の審議結果を可決いたします。

続きまして、日程第11議案第52号、湖南省要保護及び準要保児童生徒就学援助費支給要綱の改正について、日程第12議案第53号、湖南省特別支援教育就学奨励費給付要綱の改正について説明をお願いします。

事務局 これも給食費の徴収、要保護及び準要保護の要件を満たしている子の認定をしていただいている件です。新旧対照表をご覧ください。

こちらの6について、学校給食費を現物給付します。これまで、準要保護の子どもは保護者が保護費を払っていましたが、市が徴収することになりますので、給食を食べてもらえますよということで現物給付となるということです。

そして、特別支援教育就学奨励費、こちらも新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらの奨励費は、給食費は半額奨励費になりますので、一旦は給食センターが指定する口座へ振り込むことになります。全額と半額の違いということで、このような扱いになっています。

以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは審議結果は異議なしと認め、議案第52号、議案第53号の審議結果を可決することによろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第52号、議案第53号の審議結果を可決いたします。

では、次に11月の教育委員会の開催日時を協議いたします。

— 協議の結果、11月27日金曜日 午後2時30分開会に決定 —

事務局

本日予定させていただいていました感謝状伝達式ですが、10月29日、定例教育委員会後に変更になります。よろしくお願いいたします。

教育長

それでは9月の定例教育委員会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後4時02分